

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （徴収規定）	
要望項目名	戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>戦没者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。</p> <p>戦没者の父母等に対する特別給付金は、先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、^{せきりょう}寂寥感や孤独感と闘ってきた父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。</p> <p>この2つの特別給付金は国債として支給され、定期的に償還金が支払われる。前回支給された国債が最終償還を迎えるこの2つの特別給付金について、平成25年度以降も継続して支給すること等を目的として、次期通常国会に改正法案を提出予定である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記法律改正により支給される特別給付金について、以下の措置の存続を要望する。</p> <p>①特別給付金を標準として、個人住民税を課さない措置</p> <p>②特別給付金を受ける権利及び交付された特別給付金国債について、差押えを禁止する措置</p>	
関係条文	<p>○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号） （差押えの禁止）</p> <p>第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。 （非課税）</p> <p>第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。 2 （略）</p> <p>○戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号） （差押えの禁止）</p> <p>第十一条 特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。 （非課税）</p> <p>第十二条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。 2 （略）</p>	
減収見込額	（初年度） － （ ▲1,167 ） （平年度） － （ ▲1,206 ） （単位：百万円）	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で、一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。 ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金は、先の大戦で、子又は孫を亡くして子孫が絶え、^{せきりょう}寂寥感や孤独感と闘ってきた父母（祖父母）の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>（1）の政策目的を達成するため、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」と「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」では、特別給付金に関する非課税措置と差押禁止措置を規定している。</p> <p>この税制措置を廃止すると、課税・差押えにより、受給者が実質的に法定額の満額を得られないことになり、戦没者等の妻と戦没者の父母等の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うという同法の目的が十分に達成できない。</p> <p>したがって、上記要望内容の施策の存続が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 施策目標5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
	政策の達成目標	戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	特別給付金の対象見込件数（概数）は以下のとおり。 ・戦没者等の妻に対する特別給付金 106,000件 ・戦没者の父母等に対する特別給付金 45件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	今回の要望の措置により、慰藉を行うために適当とされた法定額を満額支給できるようにすることは、戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行うという政策目標の達成に効果的であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税で、特別給付金に関する所得税・印紙税の非課税措置と差押禁止措置を要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成25年度概算要求額 99百万円（特別給付金の支給事務費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、特別給付金の支給と今回の要望項目実現の前提となる。
	要望の措置の妥当性	今回の要望が措置され、特別給付金の法定額の満額が支給されることにより、戦没者等の妻と戦没者の父母等に対して、国として特別の慰藉を行うという特別給付金の目的が達成されることになる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特別給付金についての非課税措置等は、それぞれの制度創設当初（戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和38年、戦没者の父母等に対する特別給付金は昭和42年）から講じられてきている。
ページ	32—4